

「指定介護予防短期入所生活介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(沖縄県指定 第 4770900696 号)

当事業所はご契約者に対して指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次のとおり説明します。

※ 当サービスの利用者は、原則として要介護認定の結果「要支援」と認定された方が対象となります。認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

目 次

1.	事業者	1
2.	事業所の概要	2
3.	職員の配置状況	3
4.	事業所が提供するサービスと利用料金	4～6
5.	非常災害対策	7
6.	事故発生時の対応	7
7.	苦情の受付について	7
8.	付属文書	8～14

1. 法人の概要

- (1) 法人名 社会福祉法人 松籟会
- (2) 法人所在地 沖縄県名護市宇宇茂佐 1 8 7 3 番地 1
- (3) 電話番号 0 9 8 0 - 5 3 - 1 9 3 4
- (4) 代表者氏名 理事長 仲兼久文政
- (5) 設立年月日 昭和 5 6 年 9 月 1 5 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業の種類 指定介護予防短期入所生活介護事業所
平成 25 年 2 月 1 日指定 沖縄県 4770900696 号
- (2) 事業所の目的 利用者の心身の機能維持並びに、介護者の身体的及び、精神的負担の軽減を図るため、利用者の必要に応じた日常生活（入浴、排泄、食事、その他の介護）の世話及び機能訓練を行う。
- (3) 事業所の名称 かりゆしぬ村ショートステイ アンジェラ
- (4) 事業所の所在地 沖縄県名護市字宇茂佐 1 7 0 5 番地 1
- (5) 電話番号 0 9 8 0 - 5 4 - 1 8 1 8
- (6) 事業所（管理者）氏名 岸本雄志
- (7) 事業所の運営方針 社会的孤立感の解消、残存機能の保持に努め精神的に安らかな生活が送れるよう支援していく。
- (8) 営業日及びご利用の予約
営業日：年中無休
受付時間：ご利用の予約は、利用を予定される期間の初日 2 カ月前から受けつけております（担当ケアマネとの要調整）。
- (9) 利用定員 20 名
- (10) 利用、送迎地域 名護市 55 区の他に県内全域
- (11) 居室等の概要
当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
4 人部屋	5 室	
食堂	1 室	訓練室兼用
機能訓練室	1 室	食堂兼用
浴室	2 室	脱衣室 2 室併設
医務室	1 室	静養室併設
洗面台	6 ヶ所	各部屋 1 ヶ所、食堂 1 ヶ所
トイレ(介護仕様)	2 ヶ所	

※ 上記は、厚生省が定める基準により、指定介護予防短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者にご負担いただく費用はありません。

☆ 居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤換算(配置)	指定基準
1. 事業所長 (管理者)	1	1名
2. 介護職員又は看護職員	7～10	7名
3. 生活相談員	1	1名
4. 機能訓練指導員	1	1名
5. 医 師	(1)※嘱託医	1名
6. 管理栄養士・栄養士	(1)※兼務	1名

※常勤換算：職員

それぞれの週当たりの勤務延長時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例1）：週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、
1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

（例2）：週40時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、
5名（40時間×5名÷40時間＝5名）となります。

<主な職種の基本勤務体制>

職種	勤務体制
1. 管理者	月～金 8：30～17：30
2. 生活相談員・ 機能訓練員	月～金 8：30～17：30
3. 医 師	かじまやリゾートクリニック ※但し、医師の勤務により変動する。
4. 介護職員	早 出 7：00～16：00 日 勤 8：30～17：30 遅 出 10：00～19：00 夜 勤 16：00～10：00
5. 看護職員	早 出 8：00～17：00

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、通常利用料金の9割～7割が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①食事（但し、食費は別途いただきます）

- ・当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

②入浴

- ・入浴は、週2回以上、清拭に関しては随時行っています。また入浴方法や回数についても本人、ご家族と相談の上行っています。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

<サービス利用料金（1日あたり）>（契約書第8条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

居住費と食費の自己負担額が下記の通り4段階で設定されます。

1. ご契約者の要介護度毎のサービス利用料金と自己負担額（1日あたり）

※介護保険負担割合証に準ずる

介護保険負担割合証をご確認ください。

要介護度 利用料金	要支1	要支援2
	4,790円	5,960円
1割負担	479円	596円
2割負担	958円	1,192円
3割負担	1,437円	1,788円

2. ご契約の段階別、居住費と食費の自己負担（1日あたり）

各段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階（基準額）
滞在費	0円	370円	370円	855円
食費	300円	600円	①1000円②1300円	1,445円

※送迎加算（片道）184円 が別途加算されます。

※サービス提供体制強化加算Ⅲ（1日/6円）

※介護職員処遇改善加算Ⅰ（1ヶ月の利用料金×加算率8.3%）が別途加算されます。

※特定処遇改善加算Ⅱ（1ヶ月の利用料金×加算率2.3%）が別途加算されます。

※介護職員等ベースアップ等支援加算（1ヶ月の利用料金×加算率1.6%）が別途加算されます。

☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 当施設が提供（調理）出来ない形態（種類）の食事（例：栄養食品等の外注食品）についての材料（購入）費は個人負担となります。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（2）介護給付の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第8条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①理髪・美容

〔理髪サービス〕

月に1～2回、理容師の出張による理髪サービス（調髪）をご利用いただけます。

利用料金：1回あたり1,000円

②レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

③複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活用品（髭剃り、歯ブラシ、入れ歯洗浄剤等）の購入代金等、ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負

担いただきます。

オムツ代は介護給付金対象となっておりますのでご負担の必要はありません。

(3) 利用料金のお支払方法 (契約書第8～10条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、サービス利用終了時に、ご利用期間分の合計金額をお支払い下さい。

(4) 利用の中止、変更、追加(契約書第9条参照)

- 利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、介護予防短期入所生活介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者へ申し出てください。
- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担相当額)

- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望するサービスの提供ができない場合他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。
- ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。
- その場合、既実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 非常災害対策について（災害対応マニュアル）

台風（暴風）、地震及び津波、大雨（豪雨）、竜巻及び火災等の災害発生時は、当施設における『緊急時連絡体制』（別紙）をもとに速やかに連絡を取り合いながら対応します。また、当法人全体においては『かりゆしぬ村自衛消防隊組織図』（別紙）をもとに協力体制をとり速やかに対応します。災害予防対策として、消防避難訓練を年2回実施しています。

6. 事故発生時の対応について（緊急時・安全対応マニュアル）

異食、誤飲、誤嚥、誤薬、転倒、転落、溺水、体調急変、出血、嘔吐等の事故発生時は『緊急連絡体制』（別紙）をもとに速やかに対応しています。

7. 苦情の受付について（契約書第21条参照）

（1）当業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 かりゆしぬ村ショートステイ アンジェラ 管理者 岸本雄志

○受付日時（原則） 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：30

Tel (0980-54-1818)

指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護予防短期入所生活介護 かりゆしぬ村ショートステイ アンジェラ
説 明 者 氏 名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日 ()

契約者 住所
氏名 印

代理人 住所
氏名 印

身元引受人 住所
氏名 印

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄筋コンクリート3階造（耐火建築）
- (2) 建物の延べ床面積 2, 195. 27㎡
(兼用79. 93㎡/専用358. 5㎡を含む)

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

- | | |
|---------|--|
| 生活相談員 | … ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持の為の相談助言等を行います。 |
| 介護職員 | … ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。 |
| 機能訓練指導員 | …ご契約者の身体機能の維持及び悪化防止の為に機能訓練を実施いたします。 |
| 看護職員 | … 主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護も行います。 |
| 医師 | … ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。
1名の医師（嘱託）を配置しています。 |
| 管理栄養士 | … ご契約者の健康状態、疾患歴、嗜好等を考慮し、個別の栄養管理を行ないます。 |

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容や提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「介護予防短期入所生活介護計画」に定めています。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）

① ご契約者本人の担当介護支援専門員（ケアマネジャー）に介護予防短期入所生活介護利用に際し、ケアプラン原案を作成していただき、必要書類（基本情報等）の提示を依頼致します。

②介護予防短期入所生活介護計画原案を元に、ご契約者、ご家族、担当介護支援専門員、介護予防短期入所生活介護職員、その他関係職員にてサービス担当者介護を開催し、ご契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で介護予防短期入所生活介護計画書を作成致します。

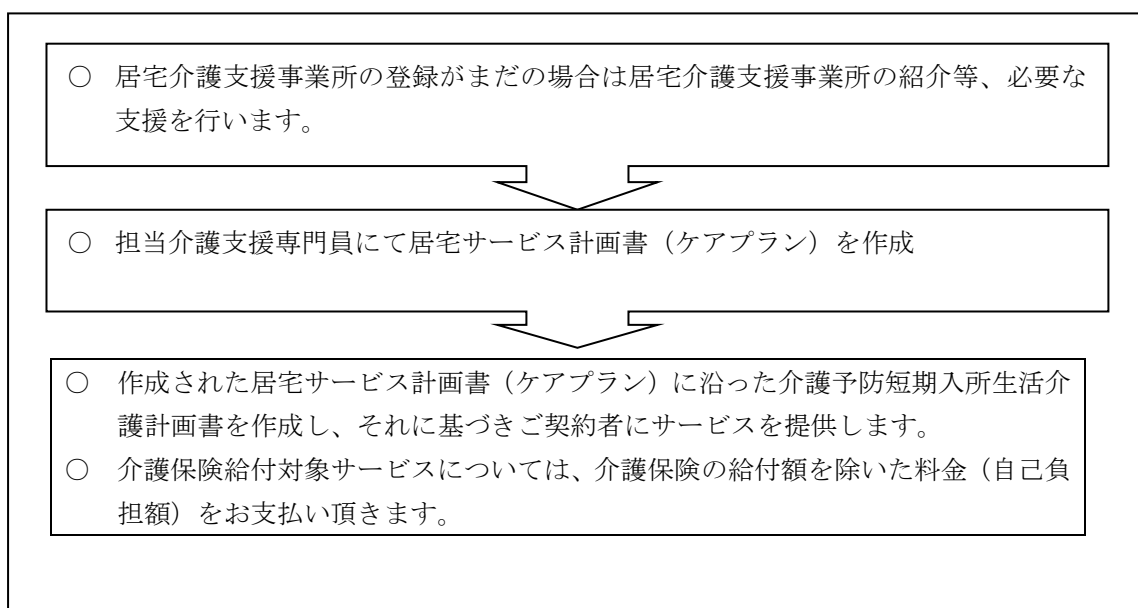
③介護予防短期入所生活介護計画は、居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合、若しくはご契約者本人の身体状態が著しく変化した場合、またはご契約者及びその家族等の要請に応じて変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要がある場合には、ご契約者及びその家族と協議し、短期入所生活介護計画を変更します。また、必要に応じ内容を変更致します。

④介護予防短期入所生活介護計画書が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

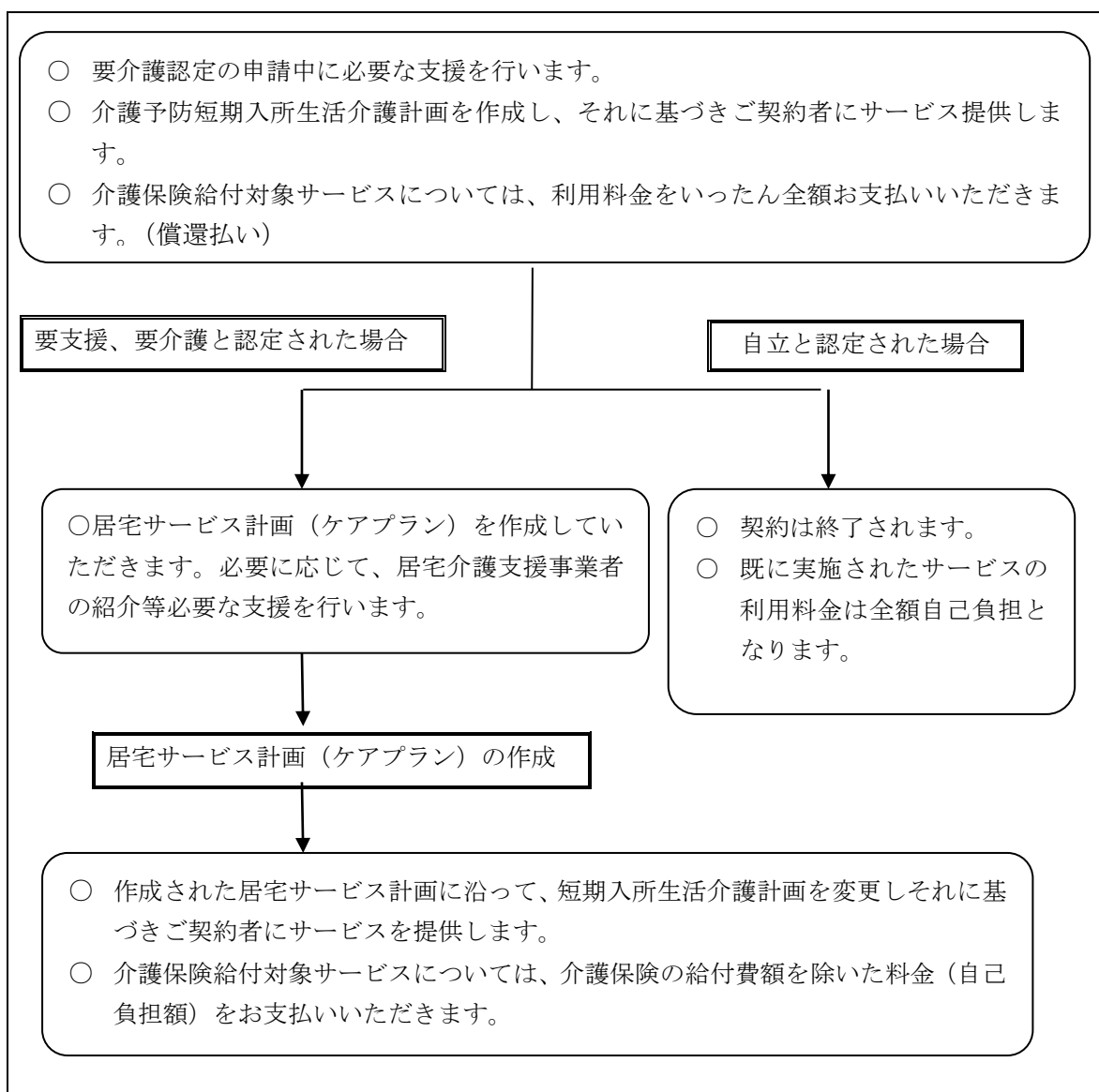


(2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

① 要介護認定を受けている場合



② 介護認定を受けていない場合



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② 契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。

- ④ 契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続により身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ 契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。
(守秘義務)
- ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
- また、ご契約者との契約の終了に伴う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限※

利用にあたり、以下の物以外は原則として持ち込むことができません。

(ペット、危険物等)。

(2) 施設・設備の使用上の注意 (契約書第12条参照)

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(3) 喫煙

- 事業所内の指定する喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(4) サービス利用中の医療の提供について

- 医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

①協力医療機関

医療機関の名称	所在地	診療科
かじまやリゾート クリニック	名護市宇宮里518番地-2	内科・小児科・婦人科・リ ハビリ科
北部地区医師会病院	名護市宇茂佐1712-3	総合病院
県立北部病院	名護市大中2-12-3	総合病院
とよはら歯科医院	名護市豊原169番地1	歯科
医療法人タピック 宮里病院	名護市宇宇茂佐1763番地の2	内科・精神科・神経内科・ 理学療養科・BHドック
もとぶ記念病院	本部町字石川972番地	内科・精神科・老年精神科
メンタルクリニック やんばる	名護市宇宇茂佐の森1丁目2-9	心療内科・精神科
大兼久医院	名護市城1-1-13	内科

6. 損害賠償について（契約書第13条、第14条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償致します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. サービス利用を止める場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の期間満了日までですが、契約期間満了の2日前まで契約者から契約終了の申し出がない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第16条参照）

- ① ご契約者が死亡した場合。
- ② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第17条、第18条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出下さい。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ ご契約者の「居宅サービス計画」（ケアプラン）」が変更された場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護予防短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められた場合
- ⑦ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つけられるおそれがある場合において、事業者が適切な対応を取らない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第19条参照）

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第16条参照）

契約を終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第125条の規定に基づき、利用者申込み者又はその家族への重要事項説明の為に作成したものです。

平成24年12月1日初回作成
令和6年4月1日変更